

秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務仕様書

秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務の委託者と受託者は、秋田市民俗芸能伝承館および旧金子家住宅における清掃業務を本仕様書により執行するものとする。

1 履行場所

- (1) 秋田市大町一丁目3番30号
秋田市民俗芸能伝承館（博物館類似施設）
- (2) 秋田市大町一丁目3番31号
旧金子家住宅（秋田市指定有形文化財）

2 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 業務内容

(1) 一般事項

- ア 建物の各材質の特性や使用状況を充分検討し、最適の清掃消耗品・資材を選定し、使用すること。
- イ 従事者の人員は、別紙「秋田市民俗芸能伝承館等清掃基準」に記す業務を遂行できる人員とすること。
- ウ 履行場所が博物館類似施設および市指定有形文化財であることの特殊性を十分認識し常識ある者とすること。なお、性別・年齢・学歴は問わない。
- エ 従事者は、前述の者の中から厳選し、氏名を書面で提出すること。

(2) 従事者の職務

- ア 担当業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保ち、履行場所の利用者に対し、明朗かつ親切に対応すること。
- イ 火災、盗難および事故等の防止には十分注意し、安全作業に努めること。
- ウ 建物、物品およびその他の破損等の異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- エ 防火管理については、履行場所の防火管理者が定める計画に従い、委託者が実施する消防訓練に参加すること。
- オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、委託者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努めること。
- カ 災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、警戒体制をとり事故の防止に万全を期すること。
- キ 業務上知り得た秘密や情報を漏らさないこと。

(3) 業務日および業務時間

毎週水曜日および年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、毎日午前8時30分から午後3時30分までとする。（1時間の休憩時間を含む。）
ただし、委託者の承諾を得て業務日および業務時間を変更することができる。

(4) 清掃業務内容

清掃業務は、別紙「秋田市民俗芸能伝承館等清掃基準」に基づき業務を執行すること。

4 委託業務完了報告

委託者は、月毎に業務完了報告書を委託者に提出し確認を受けるものとする。
なお、委託業務に関する関係法令に基づく手続き又は提出書類の作成等は受託者の負担において行うものとする。

5 経費の負担

(1) 委託者負担

- ア 業務道具の保管場所および休憩場所
- イ 委託業務実施に必要な光熱水費
- ウ トイレットペーパー、トイレ手洗い石けん、便座クリーナー液、ゴミ袋
- エ 上記ア～ウに密接不可分なものの経費

(2) 受託者負担

- ア 業務用具一式に係る経費
- イ 掃除機、雑巾、洗剤、ワックス等の資材・消耗品費
- ウ 委託業務に関する関係法令に基づく手続き又は提出書類の作成等

6 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務基準

秋田市民俗芸能伝承館および旧金子家住宅（以下、履行場所という。）における清掃業務は、本基準に則り実施するものとする。

1 清掃業務の範囲

履行場所における清掃業務はおおむね次のとおりとする。

- ・ 日常清掃に関すること。
- ・ 定期清掃に関すること。
- ・ 清掃衛生関係機器および消耗品の管理（点検・調整・整備・配置・補充）に関すること。
- ・ 塵芥の収集処理に関すること。

（清掃対象床面積）

- ・ 秋田市民俗芸能伝承館：1340.02㎡
- ・ 旧金子家住宅：607.92㎡
- 計：1947.94㎡

2 一般事項

- (1) 清掃にあたっては、履行場所の業務に支障のないように十分留意すること。
- (2) 通行の頻繁な箇所および汚れの著しい箇所は常に巡回し、随時必要な清掃を行い清潔な状態を保つこと。
- (3) 清掃器具の取扱いによる衝撃・湿気等で機械器具物品等を損傷させないこと。
- (4) 引火性ベンジン・ガソリン等の薬品は絶対使用しないこと。
- (5) 電気・水道の使用については極力節約に努めること。
- (6) 清掃工程・回数は「清掃業務基準表」のとおりとするが、作業回数はすべて標準的なものであり、使用度数および汚れの度合いにより回数を増減し、全体として平均回数を保つこと。
- (7) トイレットペーパーおよび手洗用石けん類は、委託者が支給するものを用い、その補充に十分留意すること。

3 日常清掃

(1) 床の清掃

- ア 石質床およびビニールタイル等の床で委託者の指示する箇所は真空掃除機を用い、その他は固くしぼった水拭きモップで塵を除去すること。
- イ カーペット敷床は、真空掃除機で丁寧に集塵を行い、毛を損傷しないように織り目に従って数回繰り返して入念に掃除すること。
- ウ 畳は、畳の清掃用具で丁寧に集塵を行い、畳を損傷しないように織り目に従って入念に掃除すること。
- エ 板張り床で委託者が指示する箇所は真空掃除機を用い、その他は固く絞った水拭きモップで塵を除去すること。
- オ 土間の箇所は庭箒による除塵を行い物品は乾布および塵払いをすること。
- カ ア～オにおいて、容易に移動できる椅子等の物品類は移動のうえ入念に清掃すること。

(2) 壁および窓の清掃

手の届く範囲の壁および窓は塵埃を払い、必要な場合は清水で雑巾がけをすること。

(3) トイレの清掃

ア トイレは随時見回り、汚れを発見した場合は、直ちに掃除すること。

イ トイレ・洗面器・汚物捨器類は、丁寧に水洗いのうえ布拭きをすること。

(4) 湯沸室および湯沸器類の清掃

ア 湯沸室の床は丁寧に掃除し、水垢等が付着しないようにすること。

イ 湯沸室の茶がら等は所定の場所に捨て、容器は水洗いのうえ、所定の位置に置くこと。

(5) その他

ア ドア金具・階段金具・その他の金具は乾布で磨き出しすること。

イ 各室の屑籠の屑は、可燃性のものと不燃性のものとに分類して処理すること。

ウ 集めた屑、塵芥はまとめて所定の場所まで搬出すること。

4 定期清掃

清掃作業基準表に基づくものとし、実施日については協議のうえ決定すること。

なお、実施にあたっては作業写真を撮影し、業務完了報告書に添付すること。

(1) ワックス塗布およびカーペットクリーニング

年2回とし、床材にあった清掃用具・資材を用いて実施すること。

なお、容易に移動できる椅子等の物品は移動のうえ実施することとする。

(2) 窓ガラス清掃（内側・外側）

年2回とし、手の届く範囲の窓ガラスを石けん水又は薬液類（サッシに有害なものを除く）で拭き、更に乾布で磨くこと。

秋田市民俗芸能伝承館 清掃作業基準表

階 番号	1階									2階				3階		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
箇所名	駐車場	正面玄関回り	展示ホール	事務室	トイレ・多目的トイレ	機械室	湯沸室	通路	階段	第1展示室	貸出スペース	通路	階段	第2展示室	通路	階段
仕上区分 清掃方法	インターロッキング	磁器質タイル等	ビニールタイル	ビニールタイル	磁器質タイル	コンクリート	ビニールタイル	ビニールタイル	ビニールタイル	カーペット	カーペット	カーペット	ビニールタイル	カーペット	カーペット	ビニールタイル
真空掃除機による床清掃										○	□	○		○	○	
床の掃き拭きによる清掃	○	○	○	○	○	□	○	○	○				○			○
モップ等による水拭き清掃			○	○	○		○	○	○				○			○
机・テーブル雑巾がけ清掃																
物品・什器の除塵、拭き清掃			□							□		□		□	□	
衛生陶器・鏡のみがき清掃					○											
ゴミ箱収集・処理					○		○									
手すりの拭き掃除					□				□			□				□
流し台の清掃							○									
床面洗浄ワックス塗布			△	△			△	△	△				△			△
カーペットクリーニング										△	△	△		△	△	
ガラス清掃			△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△

○	1日1回
□	随時
△	年2回

1～3階は
観覧エリア

秋田市民俗芸能伝承館 清掃作業基準表

階	4階								5階						
番号	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
箇所名	第1会議室	第1練習室	第2練習室	ロビー	トイレ	湯沸室	通路	階段	第2会議室	第3練習室	ロビー	トイレ	湯沸室	通路	階段
仕上区分	和室畳	カーペット	カーペット	カーペット	ビニールタイル	カーペット	カーペット	ビニールタイル	和室畳	能舞台ひのき・畳	カーペット	ビニールタイル	木床・カーペット	木床	ビニールタイル
清掃方法															
真空掃除機による床清掃		○	○	○		○	○				○		○		
床の掃き拭きによる清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モップ等による水拭き清掃					○			○				○			○
机・テーブル雑巾がけ清掃	○	○	○						○						
物品・什器の除塵、拭き清掃	□	□	□	□		□	□		□	□	□		□	□	
衛生陶器・鏡のみがき清掃					○							○			
ゴミ箱収集・処理					○							○			
手すりの拭き掃除					□							□			
流し台の清掃						□							□		
床面洗浄ワックス塗布															
カーペットクリーニング		△	△	△		△	△				△		△		
ガラス清掃	△	△	△	△		△		△	△	△	△	△			△

○	1日1回
□	随時
△	年2回

4～5階は貸出エリア

旧金子家住宅 清掃作業基準表

階 番号	1階					2階	
	1 畳敷 部屋	2 板敷 部分	3 土間	4 流し台	5 トイレ	8 畳敷 部屋	9 板敷 部分
箇所名							
仕上区分	和室 畳敷	杉板	黒土	ステン レス・木 柵	陶器・磁 器タイル	和室 畳敷	杉板
清掃方法							
真空掃除機による床清掃	○	○		○		□	□
床の掃き拭きによる清掃	○	○	○	○	○	□	□
モップ等による水拭き清掃		○		□	○		□
机・テーブル雑巾がけ清掃	○	○					
物品・什器の除塵、拭き清掃	□	□	□	□		□	
衛生陶器・鏡のみがき清掃					○		
ゴミ箱等収集・処理	○						
手すりの拭き掃除	□	□					
流し台の清掃				□			
床面洗剤ワックス塗布							
カーペットクリーニング							
ガラス清掃	△	△	△			△	△

○	1日1回
□	随時
△	年2回

1階は観覧・貸出エリア
2階は非公開エリア

施設の概要

名称 秋田市民俗芸能伝承館
所在地 秋田市大町一丁目3番30号
敷地面積 812.41㎡
総工事費 371,366千円
開館 平成4年8月4日

1. 建物の概要

階数	床面積	構造	着工	竣工
1	403.36㎡	鉄骨造	平成3年 7月30日	平成4年 3月30日
2	178.25㎡			
3	139.85㎡			
4	296.60㎡			
5	296.60㎡			
塔屋	25.35㎡			
合計	1,340.02㎡			

2. 設備の概要

空調設備

空調方式 空冷インバータパッケージ方式

空調設備 室外機5台、室内機16台

給水衛生設備

給水設備 水道本管より200mmより25mm径し、蓄給給水

排水設備 汚水雑排水/屋内分流出外合流。下水本管300mmに接続

給湯設備 電気温水浴(貯湯式電気湯沸器3台)

電気設備

空電電圧 交流3相3線式50ヘルツ6.6kV

変電室 キュービクル式24㎡ 天井高3.05m

変圧器 動力用/3φ6.6kV/210V 100kVA1台

電灯用/1φ6.6kV/210-105V 50kVA1台

高圧コンデンサー/ 30kVA1台

低圧回路 電灯/1φ3W 200/100V 動力/3φ3W 210V

低圧負荷設備 電灯 53.5kVA 動力 138.3kW

自動火災報知設備 受信機P型1級20回線(防火警運動)、煙感知器39個、熱感知器13個

電話設備 電子交換機(内線12回線、外線4回線)、電話機10台

テレビ放送設備 アンテナVHF12素子、UHF20素子、B.S.、直列ユニット4台

昇降機設備

乗用エレベーター 油圧式エレベーター、身障者(車椅子)兼用型11人乗

積載量/750kg 速度/60m/分

地震警報連動、停電時自動巻床装置付、停止層/5カ所

幅サイズ 幅1400×奥行1350×高さ2250

開口部サイズ 幅800×高さ2100

非常連絡 インターホン

電動機5.5kW、電源/3相200V50ヘルツ

3. 工事関係者

設計監理 秋田県建築設計事業協同組合

工事監理 秋田市建設部建築課

建築工事 加藤建設㈱

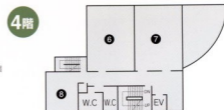
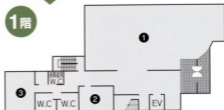
機械設備工事 互申設備工業㈱

電気設備工事 本荘電気工業㈱

新築機設備工事 フジテック㈱仙台支店

電話設備工事 日本電気㈱秋田支店

平面図



①展示ホール	212.92㎡
②事務居室	20.61㎡
③機庫	30.08㎡
④第1展示室	80.00㎡
⑤第2展示室	57.60㎡
⑥第1練習室	75.00㎡
⑦第2練習室	82.50㎡
⑧第1会議室	26.00㎡
⑨第3練習室	159.00㎡
⑩第2会議室	21.60㎡

施設の概要

名称 旧金子家住宅
所在地 秋田市大町一丁目3番31号
敷地面積 508.67㎡
総工事費 138,021千円
開館 平成17年7月28日

2. 設備の概要

給水衛生設備

給水設備 水源本管より100mmより20mm分岐し、直結給水
排水設備 汚水雑排水150mmより下水本管350mmに接続
給湯設備 電気温水器(貯湯式集湯器1台)

電気設備

自動火災報知設備 受信機P型2級、煙感知器9個、熱感知器32個

1. 建物の概要

	桁行 (両端柱間奥行)	梁間 (両端柱間開口)	構造	延床面積
住居(主屋)	27.250m	6.890m	木造二階建	260.15㎡
座敷	8.185m	6.890m	木造平屋建	56.39㎡
土蔵	13.350m	5.290m	土蔵二階建	141.24㎡
土蔵附	17.720m	7.890m	木造	-

3. 工事関係者

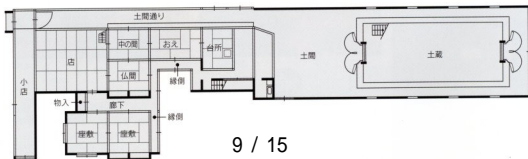
設計監理 株式会社DAN建築設計事務所
工事監理 秋田市建設部建築課
施工請負者 柳小南工務店

平面図

2階



1階



設 計 書

工 種	
委 託 番 号	

--	--	--	--	--	--

設計担当者

年 度	令和 2 年度	作成年月日	令和 年 月 日
業 務 名	秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務委託	○業務概要 秋田市民俗芸能伝承館および旧金子家住宅の清掃業務を委託するもの。秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき、3年間の契約とする。	
履 行 場 所	秋田市大町一丁目3番30号、 秋田市大町一丁目3番31号	○業務対象建築物 ・秋田市民俗芸能伝承館 鉄骨造5階建、床面積：1340.02㎡ 博物館類似施設 ・旧金子家住宅 木造2階建、床面積：607.92㎡ 博物館類似施設(市有形文化財)	
設 計 金 額		(年度別内訳) 令和3年度 円 令和4年度 円 令和5年度 円	
財源(補助)区分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)		
履 行 期 限	令和6年3月31日 まで		

内 訳 書

名 称	品 種 形状寸法	員 数	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務委託						
I 令和3年度	年額	1	式			明細書第1号
II 令和4年度	年額	1	式			明細書第2号
III 令和5年度	年額	1	式			明細書第3号
合計						

明 細 書

第 1 号

名 称	品 種 形状寸法	員数	単 位	単価(円)	金額(円)	摘 要
I 令和3年度						
(1) 直接人件費		308	日			
(2) 直接物品費	消耗品費等	1	式			
(3) 業務管理費		1	式			
(4) 一般管理費		1	式			
(5) 特別清掃費	ワックス塗布、窓ガラス清掃等	4	回			
調整額						千円未満切捨て
業務価格						
消費税相当額						
合計						

明 細 書

第 2 号

名 称	品 種 形状寸法	員数	単位	単価(円)	金額(円)	摘 要
Ⅱ 令和4年度						
(1) 直接人件費		307	日			
(2) 直接物品費	消耗品費等	1	式			
(3) 業務管理費		1	式			
(4) 一般管理費		1	式			
(5) 特別清掃費	ワックス塗布、窓ガラス清掃等	4	回			
調整額						千円未満切捨て
業務価格						
消費税相当額						
合計						

明 細 書

第 3 号

名 称	品 種 形状寸法	員数	単 位	単価(円)	金額(円)	摘 要
Ⅲ 令和5年度						
(1) 直接人件費		309	日			
(2) 直接物品費	消耗品費等	1	式			
(3) 業務管理費		1	式			
(4) 一般管理費		1	式			
(5) 特別清掃費	ワックス塗布、窓ガラス清掃等	4	回			
調整額						千円未満切捨て
業務価格						
消費税相当額						
合計						

給与計算資料（年額）

	説 明	年 額	備 考
給 与	4月1日から3月31日まで		
	令和3年度 円/日×308日		
	令和4年度 円/日×307日		
	令和5年度 円/日×309日		
	合計		